

第2回横浜市子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会 生活・自立支援・子どもの育ち分科会 会議録	
日 時	平成27年10月26日（月）10時35分～12時00分
開催場所	関内新井ホール
出席委員	<p>（有識者、支援団体等）（50音順、敬称略）</p> <p>柏 かよ子（横浜市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会副代表） 濱田 静江（児童家庭支援センターむつみの木センター長） 三宅 玲子（公益社団法人家庭問題情報センター横浜ファミリー相談室） 宮下 慧子（母子生活支援施設お・てゝ・サンタリア施設長） 村田 由夫（一般社団法人横浜市私立保育園園長会会長） 湯澤 直美（立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科教授） 渡辺 英則（認定こども園ゆうゆうのもり幼保園園長）</p> <p>（行政職員）（機構順、敬称略）</p> <p>山本 弘庫（港南区こども家庭支援課長） 高岩 恭子（横浜市東滝頭保育園園長） 島田 和久（こども青少年局副局長） 谷口 千尋（こども青少年局 こども家庭課長） 川尻 基晴（こども青少年局 三春学園長） 霧生 哲央（健康福祉局生活支援課長）</p>
欠席委員	高橋 利一（社会福祉法人至誠学舎立川顧問至誠学園名誉学園長）
傍聴	1名
議 題	1 横浜市の子どもの貧困対策に関する計画（仮称）骨子（案）について

<議事>

<p>（開会）</p> <p>1 横浜市の子どもの貧困対策に関する計画（仮称）骨子（案）について</p> <p>（湯沢委員） 施策に入る前の部分で、最後の部分に目標等がありますが、それを後ほど少し意見交換させていただく時間はありますでしょうか。</p> <p>施策の1のところでは、国の大綱においては、妊娠出産期からの位置づけが弱く、妊娠出産は生活支援の中のその他の中に妊娠出産期の支援が入っているのが国の大綱なのですが、やはり妊娠出産期から、子どもの貧困対策の早期発見、そして早期に支援につなげて行くのは重要だと思います。横浜市の対策の中で、妊娠出産期からということが、生活の支援のその他ではなく、必要な柱ということを強調させていただくことが、国の大綱の改善に気付くようなことにもなると思いますのでぜひ妊娠出産期からの早期発見、支援や介入が必要ということを強調していきたいと思います。どこまで書き込むかという問題になってくると思いますが、子供の貧困対策は、それだけ取り出して子どもの貧困対策があるわけではなく、</p>
--

貧困対策として打ち出す施策と、あらゆる施策の中に子どもの貧困の視点を入れていく双方が大事になってくると思います。「こんにちは赤ちゃん訪問事業」などはかなり有効な発見の手立てになります。ここに保健領域だけではなく、ソーシャルワーカーや福祉の領域の方も一緒に絡んでいただくことで、経済困窮世帯を発見し、つないでいくというような仕組みを強化、活用していくようなことをしていただけたらありがたいと思っています。質問ですが、児童支援専任の教員の配置は横浜独自の制度になりますでしょうか。やはり独自の施策には印をつけて、強調できると他の自治体の方が見たときに、波及効果があるかと思っています。

(村田委員) 貧困にかかわる様々な調査結果ということで、大変貴重な資料だと思います。新しい発見もあるが、正直消化不良という感じがあります。読み込んだが、分からないところもあります。特に施策1「見守る・つなぐ」の考えで、その見守る・つなぐの対象である人をどのように発見するか、見つけるのがざっと読んだところで、地域と区役所というやり方があったと思います。保育所もその中に入るのかなと思う。まず、対象者を見極める、見つけるという中で、具体的に我々の果たす役割があるのがひとつ。もう一つは、「見守る・つなぐ」の課題の1ヒアリングの結果からというところで、経済的・福祉的な支援制度の利用を望まない世帯とあります。これに関連して、障害を持っている世帯や、保育の中で少し配慮しなくてはならない世帯に、こちらの気持ちをお伝えすることが難しい。また時にそれがトラブルになることがございます。そういう点では、うちの場合は対象者がどう受け止めるかが大事だと思います。施策の中を一貫して、対象の方に対して基本的な姿勢というか、思いといいますか、考え方で対応していいのか。人間の尊厳として大事に思いながら対応していくことを口では言ってもなかなか難しいと思います。対象者に対する配慮を具体的に掘り下げる必要があると感じています。それは、先ほどの総論で、対象者アンケートB、C、調査結果速報の3ページにあります。対象者アンケート回答者が非常に少ないことに表れていると思います。私の経験ですと、何らかの形でアプローチをすると、何をされるのだろうかという警戒心、怖さ、あるいは拒否感などがいろいろあるのではなからうかと思っています。ある面では、自分の状況をどう切り開くかのエネルギーにも転化していくものにもなるのかなと思います。そう言う点では対象者の気持ちや思いを施策の対象ということではなく、一人の人間としてどう対応していくのかというところを深める必要があると思います。抽象的で申し訳ないですが。

(村田委員) もう一言追加させていただくと、私が今まで係っていて、そういう対応ですごく傷ついている方が多くいらっしゃる。働きかけに対して、拒否的態度を貫く方に多く出会っています。

(渡辺委員) 乳幼児期にどれだけこういう問題をきちんと受け止めて、行政につなぐことが大事というのはよく分かります。実際には、個人情報の話や、お金に苦しくてもそれをひたすら隠す保護者がいたりとか、なかなか園との関係の中でオープンになることが難しかったりします。問題がオープンになれば、お母さん等と「頑張ろうね」「こういう風にやろうね」と色々な話の中で次の段階にいけるのですが、DVもそうですが本当に苦しんでいるところが見えなかったり、個人情報として入

っていけなかつたりします。虐待も障害児も里親もそうかもしれませんが、関わった人たちがそれなりに抱えているものが大きいと、ずっと一人で抱えているということもあります。その辺のところがあるので、その方たちとの信頼関係をどう作るかというところは難しい。お金の話になると「払ってください」「払わない」という話しになり関係が悪くなることもあります。その背景に、実はという話で、例えば、お父さんがいてもギャンブルやっていたりなど、背景に色々な問題がある中で、そこへの入り方が、現場としては難しい。乳幼児期に本来的にその辺のところをきちんとすることは、小学校以上にすごく大事な話ではあると思うがやはりなかなか難しいし、保護者の方が気分を害されたり苦情になったりすることがあったりする。ただこういう行政の仕組みがありますというのでは難しく、その人の現状を知って寄り添いながらという風にするということがあって心開いてくれたりするので、保護者の方を支えてくれる方が出てきてくれるとすごくやりやすくなると思います。その辺のところを上手に持っていく、その持っていく方は、家庭家庭で相当違っているのが難しいことだと思います。

(宮下委員) 妊娠時期のことなのですが、私は母子生活支援施設、シェルターをやっております。例えば全然受診したこともなく、突然駅のトイレで産気づいて、救急車で病院に入院して出産ということがかなりおられます。そのあと虐待に続いていく。それで、妊娠してどうしていいかわからないという方、福祉的な支援制度の利用を望めない世帯を、どういう風にして掘り起こすのかは一つの難しい課題ではあります。色々と制度はあったとしても、そういう制度に乗らない人達とその制度をつなぐ役になる人がなければできないことではないかと思えます。現在、シェルターに入る方、母子生活支援施設に入る方は減っています。母子生活支援施設で、暫定的な利用になっているというところは横浜市にも2つあり、望まない妊娠の方の利用が多くなっています。区の女性相談員さん達が「こういうところどうですか」と言われるが利用を望まない方も多い。ですので、私達の母子生活支援施設やシェルターもその辺をどういう風にしていったらいいのかを考えておりますけれども、なかなか良いアイデアが見つからないのでその辺りを検討していただきたいと思えます。

(山本委員) 今伺っていてやはり行政がそういう情報をキャッチするということで、まさにその現場に私はいるわけなのですが、例えば、妊娠の届け出の話聞いてなるほどと思っていたのですが、我々のところもいわゆるハイリスクということで届出でキャッチするということをやっているところです。ただ、届出のキャッチでは遅い方もいます。例えば妊娠の週数はだいたい10週前後で届出るのが一般的ですが、20週の後半、中期から後期にかかるころによやく来るなどの場合は、そこでは遅いということもあります。もっと適切な時期に、体調の変化があった時に届けられるような、本人の意識的な啓発の部分で、出てきてしまったものの対応だけではなく前段階が非常に大事ななと思っております。そう考えると、妊娠をする前の思春期の教育、そういったところから連続で見えていくという姿勢がとても大事だということで、港南区では思春期の講座を大切にやっていたということで、結果がすぐにでるというものではありませんが、そういった視点も行政で

は持っているところです。いろいろな施策をやっているが、細切れにみえるかもしれないが、例えば乳幼児期から小学校に上がるころでは、切れ目のない支援ということで、今取り組みが始まっております。例えば就学したらおしまいではなくて、乳幼児期の情報をできるだけ就学前に学校にお伝えして行こうという取り組みも始まっております。就学時検診もありますが、そういった場面に保育所スタッフであったり、区役所のスタッフが出向いていき、お互いどういう事業をしているのか。同じ行政側ではあるがお互いに縦割りで見えない部分がありますので、そういうものを解消していこうということで、小さな取り組みではあるがそういったことをしております。行政側職員についても意識改革が非常に大切だということを考え、小さな力ではありますけれども、まず現場の取り組みを報告させていただきました。以上です。

(村田委員) 私ども法人が運営している中区の保育所ですが 55 人定員で、入所の弾力化を利用して 64 人ほど乳幼児が保育を受けています。約 60%強が外国籍の子どもたちでございます。言葉の問題、それから入国時の問題でオーバーステイになっている世帯等。それから言葉の問題があり、就労しても生活ギリギリの収入しか得られない。例えば子どもが熱を出して連絡をすると、途中で仕事を止めて帰ってくると、そういうことをしているとすぐに解雇されるということがあり、連絡することも工夫しなければならない。外国籍の子どもたちの保育を通して、その子ども達が小学校、中学校になった時に、生活言語は通じるが、学習言語というか、自分の思いをきちんと人に伝えるということがなかなか出来にくくなっていて、自分の気持ちを自分で表現できない、母語でも日本語でもうまくいかない。そういう問題を含めて外国籍の子ども達に対する施策も大変大事なかなと思います。中区には外国籍の子どもが多く通っている保育園がありますし、横浜市全体でみても数人入っている保育所も含めると 60%強の保育所に外国につながる子どもが入っているのではないかと思います。そういった点では保育園は多国籍化しているといえると思いますが、本当の国際化になっていかない。そういう点では保育所の外国籍の子どもの貧困の問題というのかなり大事なかなと思います。ちなみに、私どもの保育所も A、B 階層を含めると約 40%になるという状況。そういうわけで外国籍の子どもの育ち等についても取り上げていただければと思います。

(高岩委員) 少しずれてしまうかもしれませんが、日常の居場所ということでは、保育所も幼稚園も小学校も平日のある程度の時間帯のみなので、夜間や長期の休暇の見守りということを見ると、学校や保育園だけでは居場所は難しいので、連携は大切なかなと思っています。あと、施策 1、2 にも係わりますが、子どもを守る気持ちは持っているが、どの職員でも気付ける、つなげるというスキルをどの職員も持っていることが、人材育成という点でも大切なかなと思っています。

(濱田委員) お母さんの養育歴をお尋ねしますと、普通の家庭で育ったお母さんがいないということで愕然といたします。毎日時間に合わせて子どもを送り出すことができない、親の中に生活リズムがないというのは、子どもの貧困の原因ではないかと思えます。お母さんが、子どもは学校に行くものだと、子どもは学校で教育を受ける権利があって、親は学校で教育を受けさせる義務があるという基本的なことが

浸透していないことがすべての原因かなと思います。子どもに帰る家庭があるということは非常に重要なことです。月曜から金曜までは午後3時から午後10時まで預かります。母親がダブルワークであまりにも辛そうだと、「無理はよそうよ。今無理をしてもいつまで続けられるか分からないから、一緒に支援係へ行って相談をしよう」と提案をいたします。今無理をしても、子育てでお母さんの愛情が一番必要としているときに、ダブルワークをして生活保護を受けないで頑張ることが、子どもに決して良い結果にならないのではないかと考えると、支援係とつなぐこともいたします。夜10時まで子どもを預かるのですが、その間に親にどういう風にアプローチをしているかということ、子どもは私どもが預かるので安心してもらって、その間に区役所につなぎ、区役所がお母さんや世帯にあった安心安全のご指導をいただけるのかを、きめ細かくすることが非常に大事なことかと思えます。お母さん自身が大事にされた記憶がないということがあります。社会的擁護のアンケートにも出ていましたが、誰かに相談して、じゃ一緒に行ってあげるよって言われた経験もないので、人が信用できない。大人は信用できない。「何やっているんだ」と言わないということ、「よく頑張ってきたね」と死なないで私たちと出会うわけですから。母子生活支援施設は、やっところここ点線で一番下に出てまいりますけど、お母さんは子どもにとって必要な人なので、その愛着関係をどう支えていくのか。また、その支え手が疲弊しないように、長い期間見守ったり、つなげたりすることに専念できるように、人材育成をしながら、地域の力を変えていく作業が必要だと思います。子どもは1ヶ月もして気持ちが安定すると、学力も、生活欲や食欲も非常に旺盛になります。みんな子どもは秘めた力を持っているので、私は良い仕事をさせていただいていると思っています。ちなみに南区限定ではございますけれども、300人近い子どもが1ヶ月に私どもの施設を利用していただいています。保育園に行っている間は、保育園が見事にケアをしてくださいますし、情報提供もまめにしてもらえるので大丈夫なのです。小学校、中学校になると非情に情報が取りにくい現状があります。それと子どもも、親にも私どもにも絶対に本当のことは伝えないというやっかいな思春期独特の、自己肯定感の低さそれ以前の問題で、大人を信用できない。本当のことを言ったら、誰からもかまってもらえなくなるのではないかと。そういう不安の塊の中で日々生きている子どもたちのことを考えていただけたらと思います。だから心理職がたくさんいるわけです。すべてを受け止めてくれる大人が、身近にいなかった子ども達をどう支えていくのか。それと南区は支援係と子ども家庭課の連携が非常によくとれていて、お母さんにメンタルの障害がある時は、養育支援カンファレンスには必ず支援係と大きなカンファレンスをして、ワンストップで済むようなカンファレンスの仕方をしています。3年目になりますが、今何が起きているかと言うと、4つの児童相談所から、生活の基盤である区に戻す作業が非常にうまくできているところです。これは役割分担と地域を持たない、地域割り担当しない、専門のチームが2人専任で南区につけてくれた結果かなと思っています。非常に活発に支えてくれていると思います。

(霧生委員) 施策2では、所管の考えとしては、寄り添い型学習等支援事業の生活支援型の方

が所管でございますけれども、やはり養育環境に問題のある方、結構生活保護の方もいらっしゃるので、学習支援と人括りにいいましても対象、目的が違ってきますが、センター側の支援と寄り添いながら進めていくということで進めていきたいと思っています。

(湯澤委員) 施策2-2、施策2-3も定時制高校のことを入れていただいととてもありがたいと思っています。やはり定時制高校の中の就学継続の難しさ、中退率の高さをどうフォローしていくのかというところで様々な支援策が必要だという風を感じています。定時制で生活困窮が多く修学旅行の参加率がすごく低い、定時制高校で修学旅行に行けない、行かない方が何人いるのか実数把握を是非していただき、現状が見えるものにしていく必要があるのではと思います。色々な学習支援が展開されるようになってきていると思いますが、モデル的な生活学習支援事業のあり方というものの提案を横浜発でやっていただければ良いのではないかと考えています。いくつか自治体で係らせていただいている事業の中で重要だと最近思っているのが、アセスメントをどうしているのかという点です。全国的に民間、市民が個人で行う学習支援も広がってきているのですが、専門家が専門的な視点でアセスメントをして、その上でボランティアに入ってください等、そういう形にしていかないと行かないのではないかと考えるので、アセスメントをきちんと位置付けるというところをやっていただくということもとても良いと思います。あと、この事業につながる方は一歩先が見えるが、つながらない方をどうするかが課題で、埼玉の学習支援のアポート事業を見ていると、家庭訪問が本当に要になっています。5回くらい家庭訪問して子どもが口をきいてくれるとか。家庭訪問というものどう位置づけていくのかというところで、これは家庭訪問型支援とかアウトリーチ型の支援をどうしていくのかを検討していただければ大変ありがたいと思います。

(濱田委員) 出かけなくてはならないというのはハードルがあります。気持ちがあっても、教育を受ける権利があるということを一度も考えたことがない子どもに、どう自分の権利に対して主張できるようなことを、誰がさせるのか。私は母子生活支援センターの施設長が長かったのですが、入所の時に必ず子どもの親に「あなたは義務を果していないよね」、子どもには「あなたは教育を受ける権利があるんだよ」という話を必ずするようにしています。アセスメントも大事ですが、私は児童家庭支援センターとか、社会的養護になっている母子生活支援施設のワーカーとか、児童養護施設のワーカーとかがもっと表に出られるような。うちも、誰も事務所にいないぐらい、毎日家庭訪問をしています。やはり訪ねていかないと、なかなか顔なじみの関係は築けません。出かけてきてくださいというのはハードルが高いです。イメージとしては、家族で明日の予定を打ち合わせできる環境が、生まれてから一度もない親が、妊婦健診未受診で望まない妊娠をして、子どもを産んでしまったということを考えると、非常にハイリスクなものであるのではない。よく今まで生きてきたという現状を、数で括るのではなく、家庭の状況がこれだけの状況だということ。さっき外国人の話にもありましたが、南区の南吉田小学校で日本国籍ではない生徒が48%-50%に達しています。ものすごく多言語から

来ています。個別の対応が迫られているという時に、数で括ることも大事ですが、数に乗ってこない施策を横浜市はどう発信していくのかということに非常に興味があります。18区に児家センがないというのは非常に残念なことです。生活の場に近い人が、もっと自由に関与できるような柔軟な制度をさせていただけると、もっとありがたいかなと思っています。それから、役所は8時45分から17時までしか開いていない。そうでないときに事件が起こるわけでそういう時にどうするのか。児家センは、子どもが置き去りになった時には警察に通報をしていますので、警察とも仲良くしています。そういうことを考えると、もっと地域が子どもの命を守る、それから子どもに教育を受けさせる環境作りをする。色んなものに向かってチーム作りを誰がどこでどういう風にしていくのか。つないでさえくたされれば、私どもはせっせとお世話をさせていただきますので。その辺で誰が、どこで、どういう風に、差し伸べられない手をつかみに行くのかをもう少し具体的に書いていただければありがたいと思います。本当に多様化しています。皆さんが思っている以上に、役所の机からでは見えない、進んだすさまじい現実が子どもの身の上に降りかかっているということもイメージしていただくとありがたいなと思います。

(谷口進行役) 施策3に限らず全体にということでしょうか。生活の近い場で、地域で子どもを守るチーム、メンバーといいますか、誰が中心で。

(濱田委員) 児家センであったり、母子生活支援施設であったり、支援係だけがやれるものでもない。いろんな専門職がいるわけですから。各施設も行政も。

(霧生委員) 17ページのアンケート・ヒアリングの中で、保護者が子どもの頃にも生活保護を受けていた経験があるという風に出ています。ある区で学習支援に来ている方に調査をしたことがありまして、42世帯中41世帯の子どものお母さんも、子どもの頃に生活保護を受けていたということがありました。ということは3世代に渡って生活保護を受けているという形になるのですけれども、まさに貧困の連鎖を断つということは大事だなと思います。先ほどお話にありましたけれども、学習支援でアセスメントが大事という話がありましたが、今我々で考えているのは、対象者や箇所数を増やしていくことが重心なので、これからは、質を向上させていくというところの観点を考えていかななくてはいけないと思います。制度自体、非常に効果があると考えているのですが、実際に来てらっしゃる方が卒業して大学生になった時に、教える側に回っているという事例も実際にあります。中3の子が大学生くらいの方から教わるとちょっと先のモデル像、自分がこういうふうになっていきたいという形が見えやすいというところもあり、学校とは違って、我々の場合は寄り添い型ですので関係性が作りやすいということで、非常に楽しみにして、勉強もできてくるという楽しみがあるのですが、自己肯定感が増えていく事業だと思っています。先ほど家庭訪問の話がありましたが、生活保護世帯に限りますが教育支援専門員という嘱託の職員が各区1名、中学3年、高校3年生のいる世帯に訪問して、学習支援につなぐことだけが目的ではございませんけれども、進路支援をしているということをやっています。ケースワーカーがついておりますが多忙ということもありますので、教育支援専門員と連携してつない

でいくということであります。繰り返しになりますが、これからは質を向上させることができたと思います。

(村田委員) 学力の向上と高学歴が一つの大きな力になるというのはあるのだろうと思います。実践的に職業に就くというところでは現在どうなっていますでしょうか。貧困の問題の解決策の一つとしてどうなっているか教えていただきたいと思います。

(霧生委員) 施策5につながるころだと思いますけれども、ここは保護者の就労支援というテーマですが、ご本人、つまりお子さんに対する就労支援となりますと、高校在学中は就労支援ということは特にしません。ただ職業イメージをもちにくいというか、お父さんお母さんが働いていないと、世の中にどんな職業があるのかイメージが持ちにくいというところがあるので、教育支援専門員がある程度レクチャーをしますか、係わりを持つ中で将来はこういうものが向いているのではないかということはある。具体的な就労支援はまた別になりますけれども、生活保護の場合、大学進学は認めていないので、高校卒業した以降のことをイメージするというそういう形の支援をしています。

(村田委員) 保育園の卒園児の中学生。中学から就職することが時々ありまして、気になるのは、美容、食堂、実践的なところについて、学んでいながら手に職を付けるということだろうと思うのですが、子ども達はそういう職業に就くことに、劣等感を持っています。普通高校に行くとか、そういう職に就くそのものが負のイメージとなっています。職人というのは大事だし、とても良いと思うが、そういうイメージとして持てない。特に、高校を出てどういう仕事に就くのかというイメージで分かりやすいのはホワイトカラー。職人の素晴らしさ、職業の素晴らしさを伝えてよいと思いますし、今現在ある仕事が10年後15年後に無くなっている仕事が結構あるということ、そういうことを考えますと、子ども達に進路の中で、具体的な職業を伝えていく必要がある。その方向性の中に職に対するすばらしさ、職に就くことの大事さを合わせて行う必要があるのかなと思います。

(谷口進行役) ありがとうございます。学習、進学の前にある就労支援、自立をしていくというもののイメージを子ども、合わせて保護者も持てるような仕組みといたしますか、そういったものについてのご意見をいただいたと思います。それでは活発にご意見を頂戴していますが、施策3は一旦閉じていただきまして、続きまして施策4「困難を抱える若者の力を育む」という施策に移らせていただきたいと思います。困難を抱える若者ということで、一つ、児童養護施設等を退所した児童が直面する進学、就労から出てくる課題もあると思います。川尻委員の方からお話をいただければと思います。

(川尻委員) 公立の児童養護施設の施設長をしております川尻でございます。横浜市で児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設も含めてですが対象となっているお子さんの数は800人程度です。横浜の子どもの中の割合では0.1%台と非常に少ない割合となると思います。子どもの貧困ピラミッドでは頂点という位置づけをされておりまして。入所中の生活が貧困というより、入所前の生活が非常に劣悪だった。色々な点から恵まれてなかったし、社会的に剥奪されている状況から施設に入所となるわけですけれども、18歳になって施設を退所した時に、一般のご家庭と比

べると何の支援もない状況の中で自立をしていかなくてはならないのが特徴。その中で主に、18歳で高校卒業しますと就職をして自立をしていくという選択肢がほとんどない状況でしたが、最近は進学をしていく割合が少しずつ増えています。最新の厚労省の調査ですと、4年制大学には11%程度、専門学校を合わせて20%が進学しています。進学にあたって、一番大きな問題は経済的な問題です。親族からの支援はほんとにないお子さん達ですので、自分で生活費をアルバイト等で稼いでいくということと、奨学金制度が日本はまだ充実していないということと、学費の減免も非常に少ないので、多くのお子さんは学生支援機構から借りるということになっています。借りるのですから返していかなければいけないということで、18歳で進学するということは、この時点で多額な負債を抱えるということになってしまいます。そういった負債を抱えて社会に出て行かなければいけない。うまく卒業して就職ができたとしても、その時点で負債を抱えて、重荷を背負わされている。少しずつ進学したいという子は増えているが、施設の職員のほうも大学に進学することを伝えてこられなかったというところがあります。ここが金銭的な問題があるということで、奨学制度や進学した子について住宅費の一部補助ができないかなど、NPO等の支援を使いながら考えているところです。もう一つ大きな課題が、就労継続ができるかということ。現状8割程度が就職していますが、2011年に東京都が社会擁護の児童擁護施設を卒園したお子さんのその後の調査をしているのですが、高校卒業して就職したお子さんの7割が3年以内に離職しているという調査が出ていました。私のいる施設ですと、そこまではないですが3割程度の方が2、3年のうちに最初に就職した仕事を辞めているということが分かっています。一旦、やむを得ない理由で離職したとしても、新たな正規就労をいかに保証していくのがアフターケア。大きな二つの柱の一つかなと思っています。就労継続支援と大学進学支援を充実させていきたいということです。

(湯澤委員) 今の意見に関連するのですが、貧困の連鎖を断つという時に困難な状況に置かれている子ども達の大学進学と卒業を保障することを徹底的にやっていくことが大事なかなと思っています。児童養護施設退所後の進学の保証、生保世帯の子ども達の進学の保証も合わせて大事なものになってくるかと思います。いただいている資料では、生活保護世帯のお子さんの卒業後の進路は、横浜は全国の数値よりは高いことになっていますが、進学した後の困難な状況を把握していただきながら、夜間大学に進学した方は、就職活動のお金がなくて、歩いて何十分も1時間も歩いて就職活動をするであるとか、卒業・就職に行き着くところも困難があったりするということもあります。その辺りもどんな支援ができていくかというところ、ぜひお願いできればと思います。以上です。

(霧生委員) 生活保護世帯に関しましてはご意見だと思うのですが、現状では高校卒業後は世帯で働いていただいて能力を活用していただくことが大原則となっています。ただ流れとしては、かなり変わってきておまして、高校在学中に働いたアルバイト収入についても卒業後に大学の入学金として使うと最初に届出をしていけば、そこは収入認定しないであるとか、学習塾の費用も高校生収入から除外するな

どそういった流れが出来てきています。まだまだ高校を卒業した後に、大学進学しながら生活保護ということは認められていませんので進学した場合については世帯分離をして、そこで学費や奨学金、アルバイト収入等で生活を含めてみていただくことになっている。私共としましては、その流れの中で当然やっていかなければいけないですけども、全体の流れの中では生活保護世帯であっても、大学に行きながらということにもなっている、なりそうなこともありますので施策を考えていきたいと思えます。

(三宅委員) 既存の制度で、かなりきめ細かいものがあるということに気付きました。ただ、困った人がどれだけその制度を知って利用し、支援を受けているのか。制度も知らず、何も受けずに困っている人がいるのではないかと思う。求めない人、拒否的な人、問題を感じていない人に対して、日常的に接点を持った人が、いかにその人の問題や現状をキャッチするか。求めてこないけれども、この人はこんな状態にある。その状態は何らかの制度や支援につないでいかないといけない。日常のあらゆる場面で接する人達、学校、保育園、施設、地域の人、区役所の人たちが、関わった人の状況を的確に把握して、その時に必要なケアにつないでいくことが大切と思う。そのためには、相談を受ける人、支援者、区役所の方々のスキルアップ、それにかかっているかと思うのです。何にもなく来たとしても、感覚がよくなければ、なんとなくすつと通り過ぎてしまい、結果的に手遅れになるという状況は起きます。支援者、相談者の養成、スキルアップがとても大事なことと思えます。先ほども面接が難しい、対応が難しいという話が出ていましたが、拒否的だったり、急に怒り出したり、求めない人もいる。そういう難しい人に対するような対応していくかということも、こちらもできるだけ訓練をして対応を考えていかないといけない。自己肯定感が低いということがあらゆるところに出てくる。親も子もそうです。そういう人たちとの面接の中で、学校に行きましょうと言ってもそれだけでは意味がない。過去には自己肯定感が持てなくなった経緯、養育などの問題がある。その本質的なものを変えることは出来ません。ただ今できるとしたら、今あなたはそれでいいんだよと認めてあげる。これだけできたね。ここまで頑張ろうねと、具体的に日常で接する人から、大事に接してもらえているということが自己肯定感につながる。自分が自分で良いということ、その時々、日常の接点、対応で体験していくことが大事なことと思えます。1回のたった20分の面接でも、本当にその感覚が得られたら、その人にとっては、貧困の連鎖につながらず、自信をもって生き生きと生きていけると思う。そのためには、支援者側が少しでもいい援助ができるように、研修や育成を考えながら協力をしていく必要があると思えます。

(柏委員) 私は地域の主任児童委員という形で活動をさせていただいております。ちょうど今、三宅先生のおっしゃったご意見そのものです。地域の中でお母さん達に寄り添うことを一番大事にしております。今までの施策1からずっと課題と言うものは全部地域の中に当てはまっています。私はこの文章を見ながら、いちいちあそこのお母さん、あその子どもとその子の顔を思い浮かべながら読ませていただいておりますけれども。本当にその子たちが頑張っている様子を私たち

が受け止めて、それを上手に行政につなげる。私たちは何も出来ませんが、それでもお母さん、子どもに寄り添って一緒に考えて、「じゃどうしようか」「どこに行こうか」「何をしよう」ということを一緒に考える立場だと思ってやっています。一番悲しいのは、そこに来てくれないお母さんがいること。地域の中で子育てサロンをやっていますけれども、そのサロンにも平和なお母さんはみえますけれども、いろんなことを抱えているお母さんはいらっしやらない。赤ちゃん訪問の中で伺った際に、「どうぞサロンに来てください。」と申し上げてお待ちしているのですが、幸せです、平和ですというお母さんはたくさんみえますけれども、やはりちょっと課題を抱えて、お部屋が乱れているな、お母さんが疲れているなと思うようなお母さんはみえないというのが現実です。私達の中では、そういうお母さんに来てもらえるような対策がなんとかできないものかなと思っています。こんにちは赤ちゃん訪問が、希望者だったものが全戸訪問になったことで、少しでもお母さんに接することが出来て、私達が何か課題を持ったお母さん達を見つけることができるかなという部分があったのですが、今度そのお母さんが次に進むことがなかなか難しい。行政につなげて行政に何かをしていただくということにおいては十分有効だと思うのですが、地域の中で何か出来ないかというのがとても残念だと思っています。正直私自身もそういったお母さんを用もないのに個別訪問をしたことがあります。「たまたま近所まで来たから、この間の赤ちゃん訪問のおばさんだよ。」と言う形で行って見ますが、玄関先で追い払われる。お母さんからすると迷惑なのか、それとも覗かれないかと思っていらっしゃるのか。悲しいですけれども、そういう体験もありました。生活を、一場面一場面を見ているのが地域の民生委員だと思うのですね。ただそれを分かっているのですけれども、どうしたらいいのかというのがいつもテーマです。何とかしてあげたいと思って相談しております。区役所のこども家庭課が一生懸命親身になって、相談を受けていただいて、児童相談所がかかわってなんとか皆で一生懸命にやっていますけれども、そういったことが、まだまだ見える範囲はいいが、見えないうところでそういうことがもっとあるのかなというのが、私達に何が出来るかと、毎回毎回思っているところです。すみません長くなりました。

(湯澤委員) 施策の5のところなのですが、現金給付を入れていただいてありがたく思っております。その上で家計の負担の軽減ということも重要な部分になっていきますので、施策2に就学援助が入っておりますので、生活を支える上で就学援助が重要で、この制度をどうしていくかというところとか、あと給食ですね、中学校の給食は横浜にはないですね。川崎は、最近中学校は実施するようになったということなのですが、それがあるかないかで暮らしの部分で相当に助かるというものもあります。それから公営住宅の減免制度など、住宅のところでは家計負担がどういう風に支えられるかというところもご検討いただければと思います。実は千葉でお母さんが子どもの首を絞めてしまったという滞納があったご家庭は、公営住宅の減免制度を知らなかった。それで使っていなかったということがありました。対象者なのに減免制度を使っていない率が計算で出るので、そういうところで生活を支えることもできると思います。後、保護者の就労促進

というのがあって、国の自立支援大綱は就労促進になっているのですが、就労促進は十分にできているので、むしろ雇用条件の改善などその辺りが重要なのではないかと思います。就労促進という言葉が現状蔓延していて、失業していればそうなのですが、既に働いていて厳しいので、言葉としてどういう言葉が適切かというのもあるかと思えます。仕事と家計の両立というところで、自治体によっては、日常生活支援事業がなかなか緊急時に使えないとか、国の制度上の制約があるということなのですが、ファミサポ事業でひとり親の場合に補助金を出していると、負担を軽くするという形で、地域からの孤立も解消されるというところで、ファミサポ事業を活用するという自治体もございます。色んな工夫ができるかと思えますのでよろしくお願いたします。

(湯澤委員) 今日こちらを拝見して他の事業計画との連動があるということを理解いたしました。その上で、「家計の経済の状況にかかわらず、生活を支え保育教育の機会と」となっているのですが、「家計の経済状況にかかわらず、保育教育の機会と基礎的な学力を保障し」となった方が「かかわらず」の意味がストレートに伝わるのかなと思ったことが一点です。それから、「社会に求められる力を身につける」ということが前提としてどう解釈したらいいのかといえますか、社会で求める力自体がかなり競争社会になっていて、その中には教育虐待で苦しんでいる子ども達もいるので「社会に求められる力を身につける」ということよりは、国連では、子どもの貧困問題は、子どもの権利条約に規定されているさまざまな権利が侵害されることなのだと言っているの、むしろ子どもの基本的な人権を尊重することがベースにあるべきでは思いました。

(渡辺委員) すごい実態があると心底感じたところです。やはり子育て支援の話もそうなのですが、行政が預かるとか、お金を渡すことは大事なことでありながら、子ども自身が存在としてすごく大事なのだという、そういう社会を作っていく。そして親達も子どもをなんとかしようとする、いろんな施策につながるという話なのですけれども、子どもに関心を失ったり子どもが邪魔だみたいな形に、生まれる時からなっていたりすると難しい。人間として、次世代をちゃんと生み育てていくのが動物にも共通することだとすると、子どもがこんなに健気だったり、一生懸命に感じていたりする、そういった子どもの良さや子どもがいることで自分が癒されたり、支えられたりするということ、その辺をきちっと知っていくこと。本当に貧しくても、子どもがいるから豊かな世界を持てるというようなそういう考え方。保育所や認定子ども園などでどこまでできるか分かりませんが、そもそもの親と子どもとの関係を丁寧に支えていくことが大切。それは生活保護をしているとかそういう話だけじゃなくて、子どもとの関係の中で、そういう関係を築けていたり、本当はそのところに、もう少し周りの人も温かい目で見えてくれるような人が、地域に出てきてくれるというような。キーポイントは子どもがどういう風にみられているのかということだと思ったりします。その意味では基本政策の中で、本当に子どもの良さ、可能性を發揮できるというところ。そういうことを乳幼児から、まずは、幼稚園、保育園のなかで、「来てください」とか「何々をしろ」というのはダメだけど、「こんな優しいことしましたよ」とか「言

葉をこうやって言えたよ」とそっち側をたくさん言ってあげることで、親の方もそうやって子どもって成長していくんだとか、そういう子どもの良さを伝えて行くだけで、親のほうがハッとしたり。ある意味では育児に対しての能動性が「しなければならぬ」「お金かかって大変」ではなく、この子のためにというようなそういうかかわり方をしないと、世代間連鎖を切れないのかなと思ったりするので、そこに入る時の入り方を考えて行く必要があるのかなと皆さんのお話を聞きながら感じました。

(事務局) ありがとうございます。本日皆様から頂戴いたしました貴重なご意見数多くいただきましたけれども、市として計画骨子をまとめる中で計画素案に反映させていただくように作成してまいりたいと思います。次回の策定連絡会では、計画素案のたたき台ということで形にしたものをご用意させていただいて、改めてそれを見ながら皆様方からご意見を頂戴できればと考えておりますのでよろしくお願いいたします。最後になりますが、事務局から3点案内させていただきます。一つ目ですが、合同会議や計画策定に関するご意見やご質問、今日この場で、まだ言わなかったこと、言い足りなかったこと等ございましたら、事務局、子ども青少年局企画課に連絡をいただければと思います。2点目、冒頭でご案内させていただきましたが、本日の会議の記録は発言された方のお名前も含めて後日ホームページ上で公開していく予定になっております。記録がまとまった時点で皆様の方にあらかじめ確認をお願いすることになりますので、その点をご承知おきいただければと思います。最後に次回ですけれども、第3回の子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会の開催は11月12日（木）夜18：30～20：30ということで、ワークピア横浜で開催予定しております。詳細につきましては、本日の開催に合わせて既にご連絡させていただいておりますけれども、改めて皆様ご確認をよろしくお願いいたします。それでは他にございませんでしたら、本日の計画連絡会の方はこれを持ちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございます。

閉会